

# 令和5年第1回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年1月27日（金）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第2号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第3号令和4年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第8 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第9 議案第5号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について
- 日程第10 議案第6号令和5年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

## 令和5年第1回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第5

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

### 日程第6

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

### 日程第7

議案第3号令和4年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

### 日程第8

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の承認について

可決（ 78 ）

### 日程第9

議案第5号農業振興地域計画変更（農振除外）について

可決（ 2 ）

### 日程第10

議案第6号令和5年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

可決（ 1 ）

## 令和5年第1回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 1月27日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 1月27日（金曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	上水	広志
3番委員	内村	介貞
4番委員	下石	昭廣
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

#### 欠席者

なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長  
事務局 課長補佐  
事務局 主 事  
農政企画係

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和5年第1回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に2番委員の上水広志さんと3番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計12件17筆19,499㎡、うち田が11筆12,262㎡、畑が6筆7,237㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁1番から4頁12番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第2号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計4件18筆8,392

m<sup>2</sup>、うち田が16筆7,616 m<sup>2</sup>、畑が2筆776 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、総会資料6頁1番から4番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の議案に進みます。日程第5、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計2件2筆1,979 m<sup>2</sup>、うち田が1筆991 m<sup>2</sup>、畑が1筆988 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の8頁になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号1番、受付年月日：令和5年1月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字並木〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：991 m<sup>2</sup>です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡芳文）

受付番号1番は1月26日に第2ブロック委員2名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇在住で、会社勤めの傍ら水稻を中心に農業経営を行っておられます。渡人とは従兄弟関係であります。農地はすべて耕作されており、機械能力も充実しております。農業に従事する人は2名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 2 番、受付年月日：令和 5 年 1 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字加世原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：988 m<sup>2</sup>です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 2 番は 1 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認及び本人聞き取りをいたしました。受人は〇〇〇〇の〇〇さんであります。和牛繁殖を中心に農業経営を行っておられます。申請地の一部には飼料ロールが置いてありますが、農地はすべて耕作されており、機械能力も充実しております。農業に従事する人は本人のみですが、忙しいとき甥御さんが手伝っているとのこと。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 1 番及び 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 1 号受付番号 1 番から 2 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件5筆1,698㎡、畑が5筆1,698㎡でございます。詳細について、担当がご説明いたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の10頁1番から11頁4番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号1番、受付年月日：令和5年1月10日、受人：○ ○○、渡人：○○○ ○、申請地：蓼池字今市○○○番○他1筆、地目：畑、合計面積：477㎡です。転用目的は一般住宅です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉休幸）

受付番号1番は1月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は町内在住で、現在貸家生活をされております。今回、貸家生活解消のために一般個人住宅の建設を計画されたものです。申請地北側が斜面であり、土砂流出防止のためにブロック塀を設置します。また生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については敷地内に雨水桝を設置し、集水後は南側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号2番、受付年月日：令和5年1月10日、受人：○ ○○○、渡人：○○ ○○、申請地：樺山字古堀○○○○番○、地目：畑、面積：286㎡です。転用目的は一般住宅です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。





事務局

議案第3号令和4年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料12頁及び別添の利用権設定借受候補者の推薦書のお目通しをお願いします。今回2名の推薦が上がってきております。ご審議方宜しくをお願いします。

議長（溝口良信）

今回2名の借受候補者が上がっておりますが、これについては、先日の全体協議会で、私の方から説明をしたところですが、これについてなにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第3号令和4年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第3号令和4年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計18件56筆34,128㎡、田が50筆28,718㎡、畑が6筆5,410㎡でございます。利用権設定については、合計60件101筆92,604㎡、うち田が93筆84,950㎡、畑が8筆7,654㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計51件84筆74,617㎡、うち田が78筆69,268㎡、畑が6筆5,349㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計9件17筆17,987㎡、うち田が15筆15,682㎡、畑が2筆2,305㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料14頁1番から18頁18番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料19頁1番から29頁51番まで、農地中間管理機構による利用権設定の各筆明細は総会資料30頁52番から31頁60番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料14頁1番から18頁18番まで、通常利用権設定に関する総会資料19頁1番から29頁51番まで、また、農地中間管理機構による利用権設定に関する総会資料30頁52番から31頁60番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第5号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号農業振興地域整備計画変更（農振除外）についてでございます。内容につきましては、総会資料34頁及び先日配布しました資料のとおりとなっております。詳細につきましては担当がご説明いたします。

農政企画係

農業振興地域計画変更（農振除外）について、ご説明いたします。今回2件上がってきております。総会資料34頁をご覧ください。

案件番号1番、事業計画者：〇〇〇〇〇、用途区分：農地（田）からの除外です。場所：大字樺山字中島〇〇〇番〇他1筆、合計面積：536㎡、変更理由：経営する訪問看護ステーションの倉庫及び従業員、来客用駐車場として使用するためです。申請地は自己所有の土地で当該事務所の隣地となっております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（上水広志）

案件1番については1月25日に第2ブロック委員4名で現地調査確認をいたしました。場所の説明は別冊の資料をごらんください。申請人は申請地の隣で訪問看護ステーションを経営されております。今後は申請地を従業員や来客者用駐車場及び訪問看護ステーションの倉庫として使用するために、自己所有農地の農振除外申請をされたものです。申請地は農業振興地域ではありますが、周辺は住宅が立ち並んでおり、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の案件の説明をお願いします。

農政企画係

案件 2 番、事業計画者：〇〇〇〇(株)、用途区分：農地（田）からの除外、場所：大字長田字長原〇〇〇〇番〇、面積：0.146 m<sup>2</sup>、変更理由：太陽光発電所特高変電設備の発電設備から変電所までの自営線のための電柱設置となっております。以上です。

議長（溝口良信）

これについては、私の方から説明をさせていただきます。

案件 2 番については 1 月 24 日に、第 3 ブロック委員 3 名で現地調査をいたしました。資料の写真を見たときにトラクターが支線に引っ掛かるのではないかという意見がでました。それで担当職員と第 3 ブロック委員 3 名で現地調査をしたところがあります。現場に行きましたら、字図を見てもらうと〇〇さんの土地に支柱が立つのですが、〇〇さんの農地にも影響はなく、また、〇〇〇〇さんの土地とも道路との段差があるので問題はないということで、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 5 号農業振興地域計画変更（農振除外）の案件 1 番と 2 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 5 号の案件番号 1 番から 2 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案第 6 号令和 5 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について提案いたします。事務局説明を求めます。

事務局

議案第 6 号令和 5 年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてでございます。内容につきましては、総会資料 36 頁及び先日の全体協議会で配布しました資料のと

おりとなっております。詳細については担当がご説明いたします。

#### 事務局

令和5年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、ご説明いたします。昨年12月2日に北諸県農業普及センター、都城市農業委員会、三股町農業委員会、都城農業協同組合の担当者と協議を行いました。普及センターからはガソリン価格と米の仮渡金の価格の推移、都城農協からは農業機械等の年間諸経費の算出等の意見をお伺いいたしました。その協議の結果、令和5年度は令和4年度からの価格据え置き案となっております。また、農作業労務費については宮崎県労働局の定める、宮崎県最低賃金を採用しておりますので、昨年からすると32円増額の853円となっております。尚、一般畑作業につきましては、従来からアグリセンター都城の料金を採用しております。作業単価については、例年3月末に決定しますので、単価決定後に書き換えをいたします。以上です。

#### 議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

#### 議長（溝口良信）

ないようですから、議案第6号令和5年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### 議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第6号令和5年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第1回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時00分